

車体の形状	構造要件	留意事項
コンクリートミキサー車	<p>ミキシング（混練）又はアジテーティング（攪拌）を必要とする積載物品をドラム内で混練又は攪拌しながら専用に輸送する自動車であって、次の各号に掲げる構造上の要件を満足しているものをいう。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 ミキシング又はアジテーティングを必要とする積載物品を収納するドラムを有すること。 2 1のドラムは、ミキシング又はアジテーティングができるものであり、かつ、積載物品を積み込むための適當な大きさの投入口を有すること。 3 ミキサー又はアジテータは、当該自動車が有する動力源により作動させることができるものであること。 4 ドライ方式ミキサーにあっては、ドラムに水を注入するための適當な容量を有する水タンク及び注水装置を有すること。 5 ドラム内の積載物品は、当該自動車が有する動力源により排出させることができるものであること。 6 セメント、骨材及び水を混ぜた生コンクリート以外のものを積載物品とするものにあっては、最大積載容積及び積載物品名を車体の後面の見やすい位置に表示すること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・道路運送車両の保安基準の細目を定める告示第81条第2項第7号、第159条第2項第7号又は第237条第2項第7号参照 ・洗浄用の水タンクを有する場合には、当該水タンクの水は積載量として算定するものとする。